平成２７年度ジェネリック医薬品減額通知サービス業務
及び重複頻回等受診者抽出検証業務委託仕様書

１　目的

鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙という。）に被保険者がジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を記載した通知書の作成から送付・効果検証までに関する業務及び医療機関等に重複頻回等受診する受診者を抽出するとともに別に実施するそれらの者に対する訪問指導の効果検証に関する業務を委託する。

２　委託期間

契約締結日から平成27年３月31日までとする。

３　委託業務内容

・ジェネリック医薬品減額通知サービス業務

（１）レセプトのデータ化

甲が提供する連続した３か月分の電子レセプト（原則、医科・調剤全てのレセプト）をデータ化する。

（２）ジェネリック医薬品減額通知の作成・送付

乙は、生活習慣病や慢性疾患等を効能・効果とする先発医薬品を使用している被保険者を抽出し、同等の効能・効果を有するジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を記載した通知書等（以下「通知書等」という。）を被保険者に送付する。ただし、送付数の上限を27,000通（１か月当り9,000通を上限）とする。

ア　被保険者の抽出

抽出に当っては、下記の事項に該当するものは、原則、対象としない。

・短期療養
・精神疾患
・がん治療
・平成26年度実施の同サービスにおいて、送付停止を希望したもの

イ　ジェネリック医薬品の選定

市場流通の状況を勘案し、一定の実績を有するジェネリック医薬品を対象とする。

ウ　通知書等

通知書等は、以下のものを作成するとともに、封入・封かん・送付作業を行う。

・差額通知

・ジェネリック医薬品の案内
・ジェネリック希望カード
　これらは、乙の有する標準用紙を、甲による内容確認後、作成するものとする。
・専用封筒

エ　その他

被保険者に関するデータについては、被保険者データを提供する。これらのデータを使用して、適切かつ確実に通知を行うため、システムの検証やインターフェースに関する事前のテストを十分に行うこと。

また、レセプトデータ等の提供後、通知書等の送付までの間に、再度、被保険者データを提供するので、資格を喪失した者のデータを除外するための措置を講ずること。

送付先及び被保険者氏名のフォントについては、「住基ネット明朝」又は「KAJO_J明朝」を使用すること。

なお、このフォントの使用について、使用承諾等が必要な場合は、乙がその責任を負うものとする。

外字については、甲が提供する外字ファイルを使用し、印字できるようにすること。（カナ対応は不可とする。）

（３）　コールセンターの設置

被保険者からの問い合わせ等に対応するため、医薬品に関する専門知識を有する専門スタッフ（医師又は薬剤師）により、ジェネリック医薬品に関する問い合わせ等のフリーダイヤルによる電話対応を行うコールセンターを初回の通知書等の発送後、３か月間、設置する。

また、コールセンターの設置においては、被保険者から問い合わせ等に適切に対応できる体制を整えること。

なお、コールセンターへの問い合わせ等は、終了後、一覧にし、甲に報告すること。

（４）　効果検証

（２）の通知書等を発送した翌月以降の連続した３か月分の電子レセプトから、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減の効果額を算出し、報告書を作成する。

また、必要に応じ、各種統計情報を作成する。

・重複頻回等受診者抽出検証業務

（１）レセプトのデータ化

甲が提供する連続した３か月分の電子レセプト（原則、医科・調剤全てのレセプト）をデータ化する。

（２）重複頻回等受診者抽出・リスト作成

乙は、重複頻回等受診（重複頻回等の基準は別途定める。）の被保険者を抽出し、対象者リストを作成する。

（３）効果検証

（２）をもとに、別に実施する被保険者訪問指導後の翌月以降の連続した３か月分の電子レセプトから、訪問指導の効果額等を算出し、報告書を作成する。

また、必要に応じ、各種統計情報を作成する。

４　業務数量

（１）ジェネリック医薬品減額通知サービス業務

ア　レセプトのデータ化

医科　電子レセプト　３か月分　（平成27年３月～５月診療分）

調剤　電子レセプト　３か月分　（平成27年３月～５月診療分）

イ　ジェネリック医薬品減額通知の作成・送付

上限27,000通（１か月当り9,000通を上限）

ウ　コールセンターの設置

３か月間　（平成27年７月～９月）

エ　効果検証

医科　電子レセプト　３か月分　（平成27年７月～９月診療分）

調剤　電子レセプト　３か月分　（平成27年７月～９月診療分）

（２）重複頻回等受診者抽出検証業務

ア　レセプトのデータ化

医科　電子レセプト　９か月分　（平成27年２月～４月診療分）

（平成27年８月～平成28年１月診療分）

調剤　電子レセプト　９か月分　（平成27年２月～４月診療分）

（平成27年８月～平成28年１月診療分）

イ　重複頻回等受診者抽出・リスト作成

抽出・リスト作成　３回　（平成27年２月～４月診療分）

（平成27年８月～10月診療分）

（平成27年11月～平成28年１月診療分）

ウ　効果検証

医科　電子レセプト　３か月分　（平成27年10月～12月診療分）

調剤　電子レセプト　３か月分　（平成27年10月～12月診療分）

５　委託料の算定

４の業務数量を基に委託料の総額を算定することとし、契約書には　４（１）アレセプトのデータ化　医科・調剤電子レセプト　１か月分当たりの単価、４（１）イ　ジェネリック医薬品減額通知の作成・送付（郵送代含む）　1通当たりの単価、４（１）ウ　コールセンターの設置　１か月当たり、４（１）エ　効果検証　医科・調剤電子レセプト　１か月分当たりの単価、４（２）ア　レセプトのデータ化　医科・調剤電子レセプト　１か月分当たりの単価、４（２）イ　重複頻回等受診者抽出・リスト作成　１回当たり単価、４（２）ウ　効果検証　医科・調剤電子レセプト　１か月分当たりの単価をそれぞれ定めることとする。
そのため、業務数量の変更による単価変更はしない。
なお、プログラムの作成等その他の費用は乙の負担とする。

５　個人情報保護

業務を実施するための個人情報の取扱いについては、関係諸法令並びに契約時に取り交わす別紙「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守することとする。

作業場所は、個人情報を扱う上で十分なセキュリティー設備を備えていることとする。